



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を給付します。

※すでに「令和3年度または令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）」を受給済みであっても、次の要件に該当すれば支給対象となります。

●対象となる世帯

下の①・②ともに、世帯の全員が、住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯は支給対象外となります。また、複数の要件に該当しても給付金の給付は1回限りです。

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和4年9月30日）において余市町に住居登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）。対象となる世帯には、「確認書」を送付しています。

※確認書が届かない場合は対象となりません（課税者に扶養されているなど）

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、令和4年1月～12月までの間に、予期せず家計が急変（新型コロナウイルスの影響によるものも含む）し、世帯全員が住民税非課税相当の事情にあると認められる世帯

予期しない急変（減収）の要件に該当しない場合

- ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外の減収
 - ・年金が支給されない月の減収や定年退職による減収など
- 詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課にお問合せください。

●給付額 1世帯あたり5万円（口座振込により支給）

●申請方法

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

送付された「確認書」の内容をご確認いただき、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

②家計急変世帯

「申請書」、「簡易な収入見込額の申立書」、「収入が減少した理由書」および必要書類を添付のうえ、提出してください。

●申請期限 令和5年2月21日（火）まで（当日消印有効）

※各様式は、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



戦没者等のご遺族の皆さまへ（第十一回特別弔慰金のお知らせ）

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

●支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公的扶助料」や「戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

支給内容 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 額面25万円（5年償還）

問合せ 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 ☎011-231-4111（内線25-622）
福祉課 福祉グループ ☎21-2120